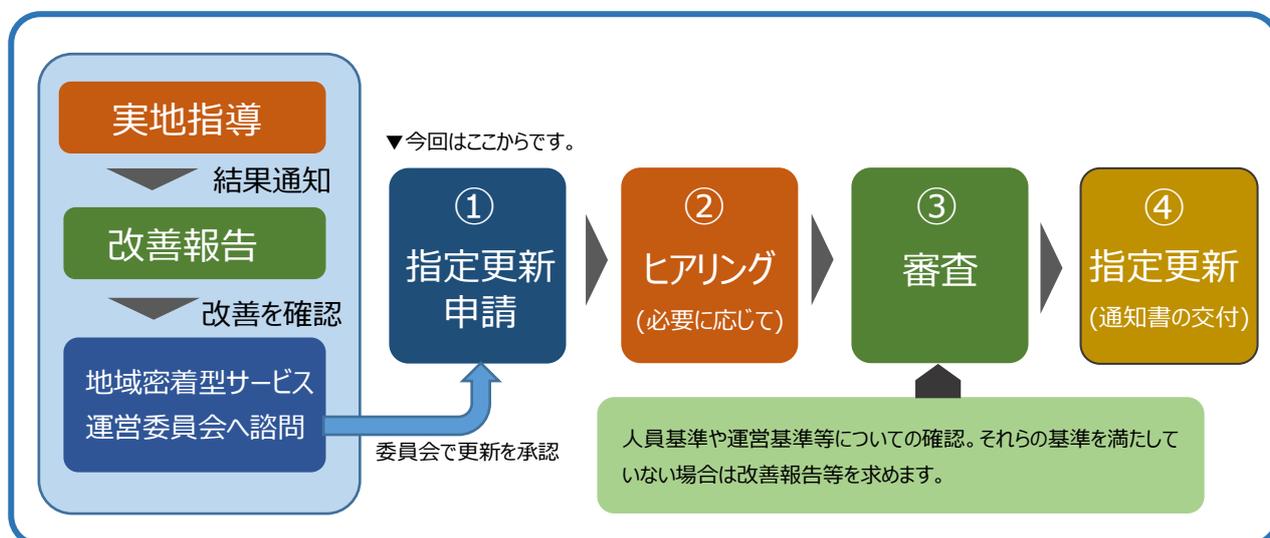


## ■ 指定更新について（地域密着型サービス）※介護予防含む

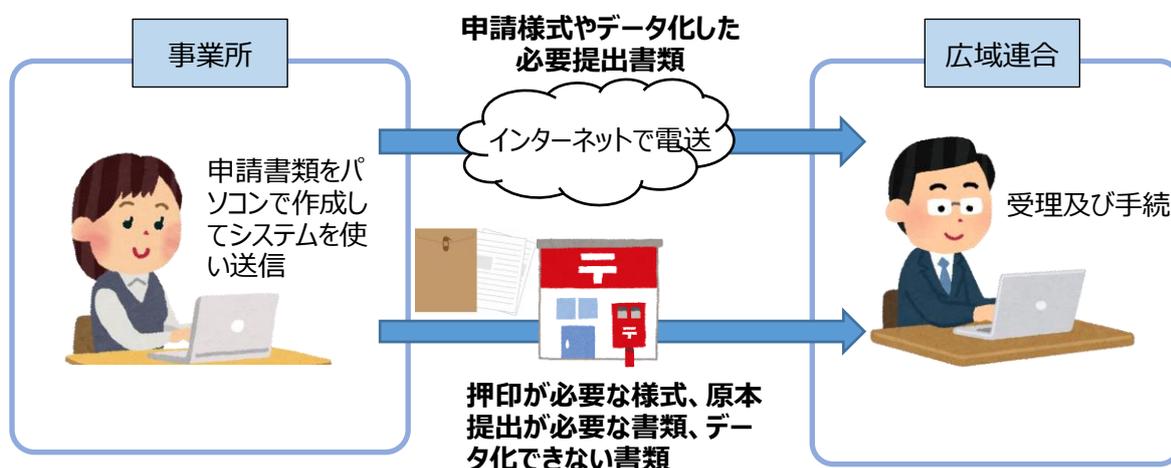
### 1. 指定更新申請方法について

～ 指定更新の流れについて ～



### ・ 指定更新申請（電子申請システム）の概要について

当広域連合では、令和元年10月から、更新手続の申請にあたっては、インターネットによる電子申請システムを導入しました。電子申請システムの概要については下図のとおりです。



- (1) … システムにログインして、様式の一式（エクセル形式）をダウンロードして、様式を作成する。
- (2) … (1)で作成した様式、および事業所が保有する書類のうち、ExcelやWordで作られたものやスキャナーでデータ化できるものについては、システムでアップロード（電送）する。
- (3) … 作成した様式のうち、押印が必要なもの（申請書、雇用証明や誓約書類）原本での提出が必要な書類（履歴事項全部証明や登記関係書類）、データ化できない書類については郵送する。

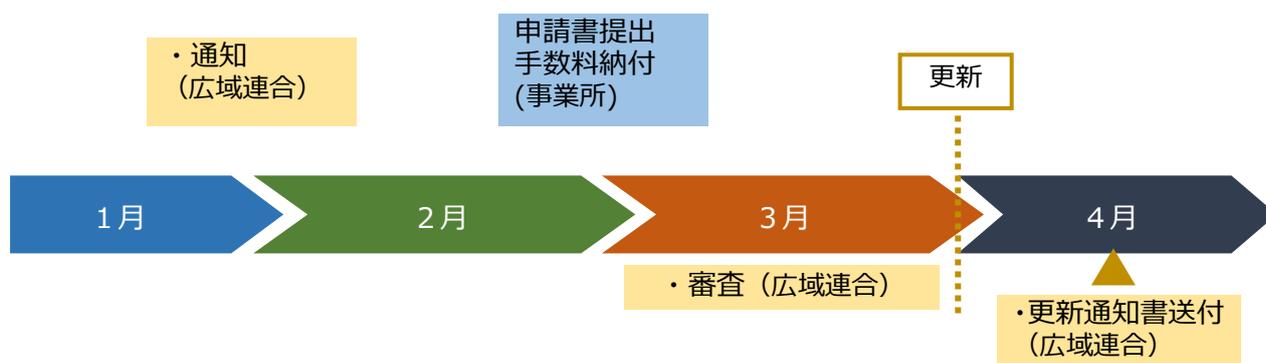
※システムのログインに必要なユーザーIDとパスワードは平成31年2月に送付した介護職員処遇改加算の計画書の提出に関するお知らせに同封していたものをご利用ください。

（不明な場合はお問い合わせください。）

## 2. 提出期限について

※ ただし、業務が集中する年度と時期に限っては、予め通知し、前もって期限を締め切らせていただきますのでご了承ください。）

- ・ 例：指定有効期限が3月31日までの事業所について（通常期）



## 3 申請提出後について

- ・ 提出後、書類の内容に不備がある場合は、当方からご連絡いたしますので再提出をお願いします。
- ・ 申請書類の提出（電送・郵送）及び手数料の納付の確認後、指定更新の審査を行います。
- ・ 指定更新要件に合致すると認められた場合は、指定更新を行います。
- ・ 指定更新（予定）日は、指定有効期間満了日の翌日になります。
- ・ 指定更新通知書は指定更新月の上旬までに発送します。（例）4月1日更新なら4月上旬

### 【指定更新時における留意点】

次の①～④に掲げる事項を満たしていない場合は指定更新ができませんのでご注意願います。

- ① 申請者が法人であり、定款等で当該事業実施が明確であること
- ② 人員基準を満たしていること
- ③ 設備および運営基準に従って、適正な運営経営ができること
- ④ 申請者やその役員及び管理者が、介護保険法上の欠格事由及び福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める事項に該当しない者であること

上記の①～④の基準の詳細については下記の厚生労働省の省令や当広域連合の条例にて確認願います。

- ・ 「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」
- ・ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月 厚生労働省令第34号) およびその解釈通知